



# 介護保険料の

# お知らせ

**平成27年度  
介護保険料の  
決定通知書を送付します**

平成27年度の市町村民税等をもとに、介護保険料の計算を行い、その決定通知書を8月上旬までに郵送します。

今年度は、3年に1度の保険料算定の年度にあたるため、介護保険に必要な費用をまかなえるよう保険料の基準額が変更になっています。また、できる限り所得の状況に配慮したきめ細やかな保険料とするため、所得段階が16の区分に分かれることになり、市町村民税や世帯の状況等によって該当する所得段階により、保険料額が決定されます。

**●納付方法**

納付方法には、年金から天引きで納める場合と納付書、口座振替で納める方法があります。口座振替を利用すると納め忘れもなく安心です。詳しくはお問い合わせください。

**●問い合わせ**

役場福祉人権課高齢者支援係または福岡県介護保険広域連合事業課資格管理係 ☎(092) 643局7055番まで

■平成27年度の介護保険料額

(単位：円)

所得段階	対象者	割合	年額保険料
1	生活保護の受給者及び老齢福祉年金受給者の人または公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額 × 0.45	29,941
2	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の人	基準額 × 0.75	49,901
3	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	基準額 × 0.75	49,901
4	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額 × 0.9	59,882
5	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人	基準額	66,535
6	合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.2	79,842
7	合計所得金額が120万円以上150万円未満の人	基準額 × 1.3	86,496
8	合計所得金額が150万円以上190万円未満の人	基準額 × 1.4	93,149
9	合計所得金額が190万円以上240万円未満の人	基準額 × 1.5	99,803
10	合計所得金額が240万円以上290万円未満の人	基準額 × 1.6	106,456
11	合計所得金額が290万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.7	113,110
12	合計所得金額が320万円以上350万円未満の人	基準額 × 1.8	119,763
13	合計所得金額が350万円以上380万円未満の人	基準額 × 1.9	126,417
14	合計所得金額が380万円以上410万円未満の人	基準額 × 2.0	133,070
15	合計所得金額が410万円以上440万円未満の人	基準額 × 2.1	139,724
16	合計所得金額が440万円以上の人	基準額 × 2.2	146,377

**Aさん夫妻の例** 夫69歳で年金210万円の収入…課税所得額は90万円  
妻66歳で年金78万円の収入…課税所得額は0円

Aさん夫妻の場合は、夫は課税所得額が90万円となり、所得段階6の保険額となります。妻は非課税となりますが、夫が課税されているので、所得段階4の保険額となります。

